

○学校法人駒澤大学役員報酬等支給基準

令和2年4月1日

制定

(目的)

第1条 この基準は、学校法人駒澤大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第62条の規定に基づき、学校法人駒澤大学（以下「本法人」という。）役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、本法人において勤務することが常態である者又は本法人の教員若しくは職員の身分を有する理事を、学内理事という。
- (3) 理事のうち、学内理事以外の者を、学外理事という。
- (4) 監事のうち、学校法人駒澤大学寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）第10条により選任された者を、常勤監事という。
- (5) 監事のうち、常勤監事を除く監事を、非常勤監事という。
- (6) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、本法人の教員又は職員の身分を有する役員については、その職責に応じた報酬（職責手当）のみを本基準において定め、給与、賞与及び退職金等は給与規程等により支給する。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対して、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 学内理事及び常勤監事 報酬、退職慰労金
- (2) 学外理事及び非常勤監事 報酬、賞与

2 寄附行為第63条第5項の定めにより評議員会の承認が必要な場合は、この限りではない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 学内理事及び常勤監事に対する報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める額

2 学外理事及び非常勤監事に対する報酬の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第3に定める額
- (2) 賞与 別表第4に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 当月25日支給とする。
- (2) 賞与 毎年6月、12月及び3月
- (3) 退職慰労金 退任と同時に全額支給することを原則とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座振込により、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに就任した役員の報酬等は、就任した日より支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合の報酬等は、退任した日をもって終了する。

3 前2項において、月の途中で就任、退任又は解任された場合の報酬の額は、月額額の30分の1を1日分の支給額とし、その在任日数に応じた額を日割りで支給する。

4 前項において、日の途中で役員の役職が変更した場合の報酬は、高額な方を適用し、重複支給しない。

(費用)

第7条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を本法人が負担又は支給する。

(特別支払)

第8条 役員が死亡したときは、当月分の役員の報酬等を遺族に速やかに支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(備え置き)

第10条 本法人は、この基準をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準を記載した書類として、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置く。

(補則)

第11条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 学内理事及び常勤監事の報酬（月額）

役職名	基本月額	職責手当
理事長	880,000円	426,000円
教員の身分を有しない総長		
常勤監事	700,000円	142,000円
教員の身分を有する総長	—	142,000円
副理事長		
執行理事（駒澤大学統括担当）		
執行理事（駒澤大学統括担当を除く）	—	132,000円
学部長等及び法曹養成研究科長のうちから選任された理事	—	30,000円
高等学校長のうちから選任された理事		

※理事長、教員の身分を有しない総長及び常勤監事については、公共交通機関を使用し出勤する場合は、通勤手当を支給する。

別表第2 学内理事及び常勤監事の退職慰労金

役職名	退職慰労金の額
理事長 教員の身分を有しない総長 常勤監事	別表第1に規定する基本月額に在任年数（選任後満5年以上となる場合は、その在任年数に1.2を乗じる）を乗じて得た金額を上限とし、その都度理事会において決定する。
本法人の教員若しくは職員の身分を有する学内理事	退職慰労金は支給しない。

別表第3 学外理事及び非常勤監事の報酬（月額）

役職名	報酬の額
学外理事及び非常勤監事	50,000円 理事会以外の会議等に役員として出席した場合、理事会と別日開催に限り、1日あたり10,000円を加算する。

別表第4 学外理事及び非常勤監事の賞与

支給対象	賞与の額
夏期賞与（6月1日在任者）	50,000円
冬期賞与（12月1日在任者）	50,000円
期末賞与（3月1日在任者）	50,000円